

⑩ 添付書類

1. 広告物と開催敷地との関係を示した位置図
2. 建築物を利用するものは、当該建築物との関係を表示したもの
3. 広告物一覧表 (広告物の種類、数及び表示内容欄へ書ききれない場合)
4. 8 日から 60 日間のイベントにおける国または地方公共団体からの推薦を証する書類 (副申等)

⑪ 基準や設置に関する遵守事項

以下の項目を遵守します。

表示面積に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貼り札 1 m²以内 ・ 立看板 2 m²以内 ・ 広告旗 1 m²以内 ・ 広告幕 20 m²以内
設置・安全対策に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立看板の設置は、風や振動で傾倒しないよう、しっかりと固定する。 ・ 広告旗の設置は、間隔を 2m～4m 空ける。 ・ 広告旗の設置は、旗・支柱ともに道路 (歩道) や隣地にはみ出さない。 ・ 広告旗の設置は、風で飛ばされないようしっかりと固定し、地面に垂直に設置する。 ・ 広告幕の設置は、風で飛ばされないようしっかりと固定する。 ・ 壁面を利用した広告は、剥離や落下防止のための施工方法を講じる。 ・ 建植広告を設置する場合は、風や振動で傾倒しない施工方法を講じる。 ・ 大型広告物 (キャラクター人形等) を設置する場合は、転倒や傾倒しない施工方法を講じる。
表示に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物の表示内容が歩行者、車両運転者等の注意を著しく引くおそれがあるもので、次に掲げるものは表示しない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 文字で読ませる広告 (一目で判別できない文章) 2. 規則的なパターン模様 (しま模様、渦巻き模様、同心円模様など)
プロジェクションマッピングを投影する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 激しい点滅はしない。 ・ コントラストの強い画面の反転や、急激な画面の輝度変化、急激な場面転換等は、行わない。 ・ 規則的なパターン模様 (縞模様、渦巻き模様、同心円模様など) が、画面の大部分を占めることを避ける。
デジタルサイネージを表示する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文字で読ませる広告 (一目で判別できない文章) は表示しない。 ・ 輝度の変化の速度は緩やかにする。 ・ 信号機とまぎらわしい色彩や点滅はしない。

【屋外広告物事前協議申出書の記入について】

申し出る事項に基づき、枠内に記入してください。

- ①新規に協議する場合は、『表示』又は『設置』にチェックボックスにチェックを入れてください。協議成立後に表示する広告物に変更がある場合は、変更協議の申出を行う場合は、『変更』のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ②協議を行う日付を記入してください。
- ③申出者の方の郵便番号、所在地または住所・氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）電話番号を記入してください。
※押印は不要です。
- ④広告物等の表示または設置する場所及び名称を記入してください。
住居表示実施地区の場合は、『住居表示』のチェックボックスにチェックを入れてください。
住居表示が実施されていない地区の場合は、『地番』のチェックボックスにチェックを入れ、地番を記入してください。
- ⑤イベントの名称とイベントの目的を記入してください。
- ⑥広告物の種類毎に有無をチェックボックスにチェックをいれてください。
この欄に記載がない広告物を表示する場合は、「その他の広告物」に種類を記載してください。
- ⑦イベント期間と時間を記入してください。
- ⑧イベントを行う会場の使用許可の申請先を記入してください。
使用許可が終了後『許可済』のチェックボックスにチェックをいれてください。
使用許可が終了後の事前協議に応じます。
- ⑨開催するイベントの統括責任者の所在地又は住所・氏名を記入してください。
開催期間中に連絡がとれる電話番号を記入してください。
- ⑩広告物等の工事施工者の屋外広告物登録・特例届の
 - ・所在地及び住所、氏名、電話番号
 - ・熊本市屋外広告業登録番号、登録の日付若しくは、熊本市特例屋外広告業届出番号、届出日を記入してください。屋外広告業を営もうとする方は、「屋外広告業の登録」が必要です。
- ⑪イベント開催にあたり、通行止め等が必要な場合、警察との協議について、通行止めの有無、協議先を記入してください。
警察との協議が終了後、チェックボックスにチェックをいれてください。

⑫広告物等を禁止物件（橋、高架構造物、石垣、擁壁、電柱、街灯柱、道路の路面）に表示又は投影する場合、

- ・該当する禁止物件のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ・当該管理者との協議の状況及びその結果のチェックボックスにチェックを入れてください。

【禁止物件】 広告物を表示してはならない物件を屋外広告物条例で定めています。

⑬プロジェクションマッピングの投影を行う場合、投影に関する連絡責任者の所在地又は住所・氏名、電話番号を記入してください。

⑭プロジェクションマッピングを投影する場合、

- ・投影する物件の名称、投影する物件の所有者又は管理者名を記入してください。
- ・承諾済のチェックボックスにチェックを入れてください。

⑮道路を挟んで投影広告物を表示する場合、

- ・有無のチェックボックスにチェックをいれてください。
- ・協議先を記入してください。
- ・警察との協議の状況のチェックボックスにチェックを入れてください。
- ・道路管理者の許可の状況のチェックボックスにチェックを入れてください。

⑯この申出に必要な書類を添付してください。

⑰基準や広告物の設置に関する遵守事項をお読みいただき、チェックボックスにチェックを入れてください。